

武豊町コミュニティバス広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町広告掲載要綱(平成21年6月1日施行。以下「要綱」という。)に基づき、武豊町コミュニティバス(以下「コミバス」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 コミバスに掲載する広告は、車体に固着する広告とし、要綱第4条第2項に定めるとおり公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告の規格及び広告の掲載料)

第3条 広告の規格及び広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、別表のとおりとする。ただし、広告の掲載が別表に規定する期間に満たない場合は、町長が別に定める。

(広告を掲載する位置)

第4条 広告を掲載する位置は武豊町コミュニティバス広告原稿作成基準に定めるものとする。ただし、車外掲載(別表の種類ピンク車輦1～7、ブルー車輦1～3)における掲載か所数は、10分の5を限度とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は1か月単位とし、当該年度を超えないものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

2 広告掲載期間中に、車両の点検、修理、またはその他の理由により、広告を掲載できないことがある。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

ピンク車輛

種類	寸 法	広告料	備考
1	W170cm×H45cm	8,000 円/月 80,000 円/年	1 台あたり※
2	W85cm×H25cm	3,000 円/月 30,000 円/年	1 台あたり
3	W85cm×H25cm	3,000 円/月 30,000 円/年	1 台あたり
4	A3	2,000 円/月 20,000 円/年	1 台あたり
5	A3	2,000 円/月 20,000 円/年	1 台あたり
6	A3	2,000 円/月 20,000 円/年	1 台あたり
7	A3	2,000 円/月 20,000 円/年	1 台あたり

※種類1はボディとガラス面に若干の段差があります。

ブルー車輛

種類	寸 法	広告料	備考
1	A3	2,000 円/月 20,000 円/年	1 台あたり
2	A3	2,000 円/月 20,000 円/年	1 台あたり
3	A3	2,000 円/月 20,000 円/年	1 台あたり